

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(2)GX・エネルギー安全保障

(略)

再生可能エネルギーについては、地域共生を前提に、国民負担の抑制を図りながら、主力電源として、最大限の導入拡大に取り組む。国産化や我が国の技術力の強化につなげるため、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力等の目標及び革新技術の開発と社会実装の早期実現に向けた支援や制度的措置の検討、国際的な研究開発体制や国際標準の整備、人材育成やサプライチェーンの構築に向けた支援を行う。

(略)

(3)フロンティアの開拓

(海洋)

海洋基本計画^{【60】}及び海洋開発等重点戦略^{【61】}に基づき、複数年度を視野に入れた各省庁横断的な予算を十分に確保し、新技術の社会実装・産業化・国際展開を推進する。準天頂衛星システムとの連携を含めた自律型無人探査機(AUV)の研究開発や利用実証の支援、海洋情報の産業利用に向けた「海するビジネスプラットフォーム」の構築、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発、管轄海域保全のための地形照合システムの整備、北極域研究船「みらいⅡ」の建造等を予見可能性を持って強力に進める。海洋政策の司令塔機能の抜本的な強化に向け、万全の体制を確保する。

【60】 令和5年4月28日閣議決定。

【61】 令和6年4月26日総合海洋政策本部決定。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(3) 地方活性化及び交流の拡大

(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)

個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。

(略)

7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

(1) 外交・安全保障

(安全保障)

(略)

「海洋基本計画」^{【153】}に基づき、海洋状況把握による総合的な海洋の安全保障等の取組を推進するほか、「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の増強・更新、運航費の確保、無操縦者航空機等の新技術の活用推進、警察・自衛隊、外国海上保安機関等との連携強化、人材確保・育成等を進める。

(略)

【153】令和5年4月28日閣議決定。